

3

法令遵守への思い

コンプライアンス意識の向上

◆関係法令の勉強会

港湾運送事業法

当社の中核事業の一つである港湾運送事業の仕組みを理解するために、港湾運送事業法の勉強会を毎年実施しています。

本年度は、各事業本部毎に基礎編・応用編に分け4月～11月の期間に実施しました。基礎編では港湾運送事業法の概要、港湾労働法について講義が行われました。応用編では各事業本部における疑問点を取り上げ、他社との共同作業上の問題、料金の事前届出制、港湾労働者の派遣等について質疑応答が行われました。



貨物利用運送事業法の勉強会

9.運賃・料金(第9条)

第9条(事前届出制)

・港湾運送事業者は、運賃・料金を定めまたは変更するときは、あらかじめ届出なければならない。

〈運賃・料金の変更命令基準〉

- (1) 不当な差別取扱いをするものであるとき。
- (2) 不当な競争を引きおこすこととなるおそれがあるものであるとき。

〈運賃・料金の種類〉

- (1) 運賃・料金には、在来荷役料金(一般料金)と革新荷役料金(特殊料金)がある。
- (2) 運賃・料金の額は、運賃・料金原価の大部分を占める労務費に違いがあることから、5大港(京浜名古屋、大阪、神戸、関門)とそれ以外の港で格差がある。このため、運賃・料金の港別分類は、5大港、一類港(甲)、二類港(乙)、三類港等に区分されている。(類港別統一料金)
- (3) 元請事業者(通常は一般港湾運送事業者)が下請事業者に支払うべき運賃・料金(いわゆる下払率)は法的には規制されていない。

※日港協方針

(元請割合:船内13%、沿岸12%、はしげた10%、いかだ12%等;S43.12.3第12回理事会)

平成24年度社内研修資料(応用編)

港湾運送事業法の勉強会資料(抜粋)

倉庫業法

当社保有の営業倉庫を適正に管理・運営するため、2012年7月12日、倉庫業法の概要について勉強会を実施しました。

参加者からは倉庫内の安全衛生基準・防犯設備、倉庫管理主任者の責任範囲について多くの質問が出され、活発な意見が交わされました。

貨物利用運送事業法

当社は総合物流企業として、陸海空の様々な運送手段を利用して輸送を行っています。貨物利用運送を適正に行うため、2012年10月17日、貨物利用運送事業法についての勉強会を実施しました。規制内容の変化の背景や、当社の貨物利用運送事例が社内講師によってわかりやすく説明されました。

下請法・独占禁止法

公正取引委員会及び中小企業庁が11月に定めている「下請取引適正化推進月間」に合わせ、下請法の勉強会を毎年実施しています。本年度は新たな取組みとして独占禁止法を加え、2012年11月21日「下請法・独占禁止法勉強会」を行いました。勉強会では、当社及び関連会社をモデルとした事例を挙げて講義が行われました。

下請法の概要

① 下請法とは

下請法(下請代金支払遅延等防止法)は、とくに弱い立場である下請事業者を保護し、親事業者の優越的地位の濫用行為を取り締まるために、独占禁止法の特別法として制定された法律。

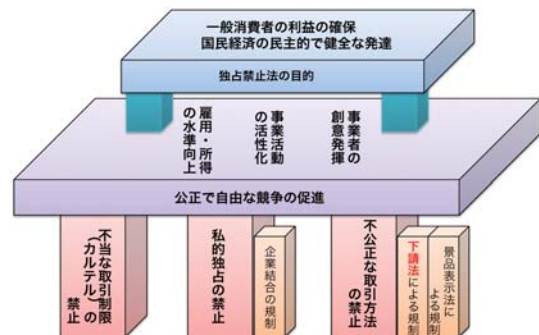
- 下請取引の公正化
- 下請事業者の利益保護

独占禁止法による規制	不公正な取引方法の禁止	優越的地位の濫用の禁止
		下請法による規制

② 対象となる下請取引の範囲

- 取引当事者の資本金区分
- 取引内容

独占禁止法の概要



下請法・独占禁止法の勉強会資料(抜粋)

コンプライアンス情報の社内サイト掲載

CSR推進委員会の法令遵守分会は、2013年1月「コンプライアンス意識向上のための解説資料」を社内サイトへ掲載しました。この資料は「職場環境」「労働災害」「過重労働」「セクハラ・パワハラ」「偽装請負」「下請法」「独占禁止法」「マナー・モラル」「安全管理」「重要方針」の各カテゴリーについて、具体的な事例や重要ポイントを図形やイラストを使ってわかりやすく解説したものです。

過重労働

◆ 過重労働により健康障害を防止するためには健康管理の措置を実施し、時間外労働を出来るだけ短くすることが重要です。

時間外労働

月100時間
または
2~6ヶ月平均で
月80時間

長くなるほど

月45時間以内

↑

を越えると

健康障害のリスク

高

徐々に
高まる

低

希望した場合
医師の面談による
保健指導が
受けられる。

◆ 休日出勤した場合、**代休取得を促進**することが必要です。

-4-

マナー・モラル (その1)

マナーとは

- ◆ マナーが存在することで、社会で気持ち良く生活でき、意識することで人に対して思いやる気持ちや優しさが芽生えてきます。
- ◆ 挨拶は、相手に伝わらなければ意味がありません。元気に、はっきりとした声で挨拶するように心がけましょう。
- ◆ 会話には、「**8大用語**」を用いて、丁寧な受け答えを心がけましょう。

【ビジネス会話での8大用語】

ありがとうございました	少々お待ち下さい
かしこまりました	申し訳ございません
お待たせいたしました	恐れ入ります
いらっしゃいませ	失礼いたします

- ◆ **ポケットに手を入れて歩行**することは、転倒した時に喧嘩に手が付けないため、大変危険です。また、横柄な態度と受け止められる事がありますので、マナーの面からも止めましょう。
- ◆ 「おしゃれ」は『**自分のためにするもの**』で、「身だしなみ」は『**周囲の人に対してするもの**』です。

「コンプライアンス意識向上のための解説資料」(抜粋)

コンプライアンス説明会

現業部門の管理職を対象として、「コンプライアンス意識向上のための解説資料」を使った説明会を開催しました。各カテゴリーの遵守項目や誤解しやすい点について、ポイントを絞った説明を行いました。参加者は、説明会の内容と資料を各職場の従業員へ展開しました。



コンプライアンス説明会

◆コンプライアンス意識調査

調査内容

2013年2月「コンプライアンス意識向上を目的としたアンケート調査」を実施しました。今回は複数の選択肢から正解を選ぶ方式を採り、回答を集計した結果、カテゴリーによっては理解度に差異が見られました。

解説書の配布

アンケート結果をもとに、設問毎の解説書を回答者全員に配布しました。解説書には資料への掲載頁を明記しています。法令遵守分会は分析結果を関係部署へ展開するとともに、来期の勉強会テーマに反映し、更なる意識向上のために繋げていきます。

【過重労働】

設問	正解NO	設問と解説	資料への掲載頁
設問1	2	法令で定められた過重労働とはなにか 1.精神的、肉体的に辛い業務 ⇒仕事の内容ではなく、残業の多さが過重労働の判断になります。 2.月100時間または2～6ヶ月平均80時間の残業 ⇒長時間の残業が過重労働となります。 3.現場を走り回る業務 ⇒走り回るだけでは過重労働になりません。	P4
設問2	2	過重労働について、正しいものはどれか 1.会社からの評価が高まる ⇒過重労働をしても、会社からの評価は高くなりません。 2.脳梗塞、心筋梗塞等の健康障害のリスクが高まる ⇒過重労働は健康上のリスクが著しく高くなります。 3.会社は過重労働を放置しておいてもよい ⇒会社は従業員の健康管理をしっかりしなければなりません。	P4

【マナー・モラル】

設問	正解NO	設問と解説	資料への掲載頁
設問1	2	ポケットに手を入れて歩くことについて間違っているものはどれか 1.咄嗟に手が使えないので、ポケットに手を入れて歩くのはよくない ⇒安全のためにも、いつでも手が使えるように心がける。 2.防寒のためには、ポケットに手を入れて歩いても問題ない ⇒防寒には手袋を使うようにします。 3.他人が不快に感じることもあるので、ポケットに手を入れて歩くのはよくない ⇒偉そうに見えたり、だらしく見えたりするので、ポケットに手を入れて歩かない。	P10
設問2	1	「みだしなみ」は誰のためにするものか 1.他人のため ⇒「みだしなみ」は他人に不快感を与えない服装や髪型のことをいいます。 2.自分のため ⇒自分が満足するための服装や髪型は「おしゃれ」といいます。 3.関係ない ⇒社会生活の中では、他人の存在を意識する必要があります。	P10

「コンプライアンス意識向上を目的としたアンケート調査」解説書(抜粋)